

# 水素カプセルサロン アンユイト 岡山表町

## 各種回数券利用規約

### 第1条（利用規約の趣旨）

本利用規約（以下「本規約」といいます）は株式会社新創造社（以下「当社」といいます）が発行する、水素カプセルサロン アンユイト 岡山表町（以下「アンユイト」といいます）店舗において、サービスのご利用に際し、利用することができる各種回数券のご利用について規定するものです。回数券の所持者（以下「お客様」といいます）は、下記に定める各条項を契約内容とすることに同意した上、本規約に従ってお取引いただくものとします。

### 第2条（回数券の発行）

当社は、アンユイト店舗において、次の各号に定める販売券種を発行します。なお、回数券購入代金の支払方法は、現金または当社指定の決済手段によります。

- (1) 水素酸素浴30分券16枚綴り
- (2) 水素酸素浴30分券34枚綴り

### 第3条（回数券のご利用）

1. お客様は、回数券を、アンユイト店舗における水素酸素浴（60分または90分コース）サービスのみを対象としてご利用頂けます。
2. お客様は、回数券をご購入後、その場でご利用いただけます。

### 第4条（回数券による決済）

1. 回数券一枚あたり、水素酸素浴（60分または90分コース）の30分の施術に対応して利用できます。
2. お渡しいただいた回数券の残高がサービス代金の合計額に満たない場合は、改めて回数券ご購入いただくか、もしくは不足分を定価にて、現金または当社指定の決済手段によりお支払いいただくものとします。
3. 回数券をご持参いただけない場合は、定価にて現金または当社指定の決済手段により料金をお支払いいただきます。

### 第5条（回数券の管理）

1. お客様が回数券を、紛失・盗難、その他の事由により失った場合、またはお客様の意思に反して第三者により不正利用された場合にあっても、その損害について当社は一切の責任を負わず、返金や回数券の再発行等をいたしません。
2. 回数券の破損その他の事由により券面の照合ができないとき、または回数券の5分の3以上が滅失しているとき、もしくは回数券のミシン線が切り取られているときは、当該回数券は無効とし、回収いたします。。
3. お客様は、回数券に質権等の担保の設定を一切することができないものとします。

#### 第6条（換金）

1. 回数券の返金および払戻しは理由の如何を問わずいたしません。
2. 回数券と現金・他の券種とのお引き換え、並びにつり銭はご容赦願います。
3. 前2項にかかわらず、社会情勢の変化、関係法令等の制定改廃、その他当社の都合により回数券の取扱を全面的に廃止することを当社が決定した場合、例外的にお客様は当社に対して残高の払戻しを求めることができます。この場合、当社は、法令に従って、残高照会の結果に基づき払戻しを行うものとします。
4. 前項の払戻しを行う場合は、当社が定める方法でお客様より回数券を回収させていただくものとします。

#### 第7条（再発行）

1. 当社は、回数券が毀損その他理由により必要な機能が損なわれた場合は、その原因がお客様の故意または過失に基づかないことが明らかである場合に限り、当社の判断により、当社所定の方法に基づいて新たな回数券を発行することができます。
2. 前項の場合、当社は新しい回数券と引き換えに旧回数券の引渡しを求めることができます。なお、新しい回数券の発行にあたっては、回数券の図柄および属性は当社が指定させていただくものとし、お客様は異議を述べないものとします。

#### 第8条（不正な取得・利用等）

次の各号に該当するときには、当社は、お客様に対して、回数券の利用をお断りし、回数券は無効として回収します。

- (1) お客様が回数券を不正な方法により取得したとき。
- (2) お客様が、不正な方法により取得された回数券であることを知りながら

たは知ることができる状況で使用し又は使用しようとした場合。

- (3) 回数券が偽造または変造されたものである場合。
- (4) 第11条第1項の表明確約が誤りであり、または第11条第2項の誓約に違反した場合。
- (5) その他、回数券の利用が不正であると当社が認める場合。

## 第9条（ご利用期限に関する制限）

回数券に有効期限はありません。

## 第10条（システム保守、障害等）

- 1. 当社は、システムメンテナンスのために、回数券のご利用を制限する場合があります。
- 2. お客様は、前項の他、停電、電気通信回線の途絶、システム障害その他により回数券や当社サービスのご利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3. 前2項によりご利用が制限されることからお客様に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意または重過失がある場合を除きます。

## 第11条（反社会的勢力の排除）

- 1. お客様は、回数券の購入および利用の時点で、以下の各号（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないことを表明し確約します。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等
  - (6) 前各号の共生者
  - (7) テロリスト等（疑いがある場合を含む）
  - (8) その他前各号に準ずる反社会的な集団または個人
- 2. お客様は、将来にわたり反社会的勢力に該当しないこと、反社会的勢力を不当に利用しないこと、反社会的勢力に資金提供その他の利益を供与しないこと、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを誓約します。
  - (1) 暴力的行為要求

- (2) 法的な責任を超えた不当要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をなし、または暴力をふるう行為
  - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社またはカード取扱店の信用を毀損しまたはその業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、本条第1項の表明が誤りであるおそれがあると認めるときには、お客様に対して当該事項に関する報告または説明を求めることができるものとします。お客様は、当該請求を受けたときには、当社に対し合理的な期間内に、書面その他当社が求める方法により報告または説明を行うものとします。
4. 当社は、お客様が本条第1項各号に該当し、または本条第2項各号の行為に及んでいるとの疑いがあると認めた場合、回数券の利用を一時的に停止することができるものとします。

#### **第12条（損害賠償）**

当社は、当社の故意または重過失による場合を除き、回数券を用いた取引においてお客様に損害が発生した場合であっても責任を負わないものとします。

#### **第13条（準拠法）**

お客様と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

#### **第14条（合意管轄裁判所）**

本規約及び当社との取引に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、岡山地方裁判所とします。

#### **第15条（本規約の変更）**

- 1. 本規約の各条項の変更は、変更内容または新規約を当社がホームページ上に掲示し、あるいはその他の方法によりお客様に通知することにより変更できるものとします。
- 2. 本規約変更は、変更内容または新规定の内容をお客様に通知した後に、回数券を利用したときにお客様が承認したものとみなします。
- 3. 法令により本規約の変更が可能な場合には、当該法令に定める手続きによっても本規約を変更できるものとします。

以上

2024年6月24日 制定